

生活困窮者支援を通じた地域づくり 地域福祉計画、他の分野との連携

平成28年度自立相談支援事業従事者
養成研修事業
後期 主任相談員支援員

生活困窮者支援を通じた地域づくり 地域福祉計画、他の分野との連携

- なぜ困窮者支援に地域づくりが必要なのか
- 生活困窮者自立支援と地域福祉計画
- 生活困窮者自立支援と他の分野との連携
- 地域福祉計画、地域福祉活動計画
- 豊中市の地域福祉計画と生活困窮者支援
- 地域共生社会の実現をめざす動向

生活困窮者支援を通じた地域づくり

なぜ困窮者支援に地域づくりが必要なのか

制度のめざす目標（２）

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく（既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく）
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する

新しい生活困窮者支援のかたち

(5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する

1 コミュニティ・アセスメントの 視点と方法

1 コミュニティ・アセスメントの方法

- ・その土地を初めて訪れる人になったつもりになる
その土地の観光地、特産品、名産、歴史や自然等を見る
- ・地域の特徴をさぐる
自治体のホームページから、人口、行財政、統計、地域の施策やサービス等の行政情報を入手し、地域の特徴を探る
- ・社会福祉に関する特性を整理する
生活困窮者支援に必要な社会資源を調べる、需給側の人数等
- ・自治体の統計、福祉計画から現状、課題、施策等把握
- ・特徴を明らかにするための比較の視点
国や県の平均との比較、類似規模の自治体との比較、過去からの推移等

(1) 地域の社会資源として組織や機関に着目する

- 行政組織、福祉系、保健・医療系、生活関連分野の組織や機関の一覧表を作成する
- データベースとして作成
 - 行政組織は全体を把握
 - 役割り、機能も具体的に把握
 - 代表番号だけでなくセクションの番号、担当者
 - 連絡可能時間等も
 - 生活関連分野は警察、消防、学校、銀行、商店、等幅広く

(2) コミュニティ・グループに着目する

- 地域のコミュニティ・グループにはインフォーマルな組織が多くある
- コミュニティ・グループの種類の図を参考に担当する地域に具体的、網羅的に調べる(テキストP 201参照)
- 登録された一覧表等を使用するが、登録されていないグループも地域に出かけ把握する
- 福祉にとらわれずテーマ別活動をするグループ、伝統的地域組織、生涯学習・趣味のグループ
- 生活を支えていくためには幅広い分野のつながりを把握しておくことが必要

(3) キーパーソンに着目する

- 地域でなにか行動を起こしていくときにかなめになるような人
- キーパーソンは、支援員が地域に働きかける場合の働きかけ先であり、同時に支援員に地域情報を提供したり、地域の様々な活動者とのつながり役、仲間づくりや活動を呼び掛け等の役割を持つ
- 支援者が関係をつくりながら様子を観察しキーパーソンを探す
- キーパーソンはオールマイティな人にとらえるのは適切ではない、様々な場面により役割が入れ替わり、活動場面が、地縁型かテーマ型でも違いが見られる

キーパーソン

- 専門職が地域に働きかけるためには、全ての地域住民一人一人に働きかける事は不可能。実際には、地域の様々な組織、団体の役員、地域の世話やき等キーパーソンに働きかけ、一緒に活動を進めていく事になる
- キーパーソンは、専門職が地域に働きかける場合の働きかけ先であり、同時に専門職に地域情報を提供したり、地域の様々な活動者とのつなぎ役、仲間づくりや活動を呼び掛け等の役割を持つ

キーパーソンの特性

○特徴的な要素

世話づき、人に関心がある、人生経験が活動に反映、
思いを形にする力、自己実現、自他ともに成長、活
動の継続性を意識、和を大切に、調整から雑用まで
こなす、マネジメント力、言いだしっぺ・呼びかけ、つ
ながりの大切さ自覚等

○キーパーソンが住民ならの立場を生かしてコーディ
ネート機能、ファシリテート機能、媒介機能を発揮し、
地域の課題解決活動を行っている

(4) 関係性に着目する

- (1)～(3)の作業を通して地域のネットワークがかなり把握できる、これらを総合的に見立てるのが「関係性」という視点
- 力関係を見る
地域の人間関係、組織間の力関係等の関係を把握する
- 個別支援で使用するエコマップと同じようなもの

2 地域を重層的にとらえる

- 「地域」といっても、どの範囲の事を指すのか不明確
- 自治会の班、自治会・町内会、小学校区、中学校区、市町村全域、近隣市町村を加えた広域、県全域
- 地図上の平面的理解でなく生活圏域として重層的に理解する
- 圏域
介護保険制度（日常生活圏域）、地域福祉計画（福祉区）、合併前の旧町村単位、自治体のコミュニティ政策ともかかわる

（テキストP204図参照）

2 地域づくりとネットワーク

1 生活困窮者支援に必要なさまざまなネットワーク

- 生活困窮者支援のための新たな仕組みとして地域においてネットワークを構築していく
- 「発見のネットワーク」
SOSを発しにくい生活困窮者を早期に発見し支援につなぐ
- 「支援ネットワーク」
就労支援についての実効性を高めるネットワークが重要
- 「交流ネットワーク」
地域の関係者が共に学び、研鑽していく
- 生活困窮者支援のありかた全体を見渡す協議会

2 ネットワークを構築するプロセス

「問題解決型ネットワークのつくり方」

- ・まずニーズがあり、このニーズを解決していくために必要な人たちに集まってもらい、一緒に問題解決方策を考えてもらう
- ・集められたメンバーで、生活困窮者のニーズや地域の問題解決のための計画を立て、実施し、モニタリングする

「問題共有型ネットワークのつくり方」

- ・課題の前に組織化が先行する
- ・組織ができて、お互いの活動、事業報告し合い、現状、課題を共有する、問題が起こったときうまく機能する

目的に合わせてどのような方法、プロセスを取ればよいか選択していく

3「組織化」を促していくための方法

二つの方法「一定の組織」を設ける方法、「プラットフォーム」を活用する方法がある

- 「一定の組織」を設ける方法は、役員、ルール・規則を決めネットワークが組織体としてできるように整備する、従来型の組織化の手法、継続的活動がしやすい
- 「プラットフォーム」を活用する方法は、固定的な組織ではなく目的を共有したゆるやかな空間、目的を明確にして、それに賛同した人が集まる、柔軟な出入り可能な参加しやすい組織だがコーディネートする人がいないと機能しない

4 ネットワークの2面性

- ネットワークにより問題解決が可能になるという「正の力」と、場合により、生きずらさの源になるという「負の力」になる
- 無批判的にネットワークをつくった結果、逆にその人を縛り付けたり、個人を抑圧する装置になってしまう恐れもある
- とともに生きる場でもあり、抑圧し排除するのも地域である
- ネットワーク構築にあたっては、当事者中心を常に意識し、ネットワークをつくる事で、それにより地域社会を変革していくという視点も必要になる

5ネットワーク構築のための企画

「ネットワークの5w2h」

- 「Why」なぜネットワークが必要か、ネットワークをつくる事でどうしていきたいか、目的を明確にする
- 「Who」本制度がめざす包括的支援を実現するため多様な関係者に参加してもらう
- 「Where」地域を重層的にとらえ、どの層で構築していくか
- 「When」いつまでにつくるのか
- 「What」何をテーマにするのか、ネットワークで何をしていくのか
- 「Wow」どうやって運営していくのか
- 「How much」必要な経費等は経費どうするのか
(テキストP208図参照)

6 地域との協働の考え方

(1) 住民参加の段階とその目的

- ・住民参加には段階がある

情報を与えられるだけの段階から最終的には住民自治の段階まで、市民参加の段階がある

アーンスタインの8段階の「市民参加の梯子」(テキストP209図参照)

(2) ガバナンス・協働という考え方

- ・行政、市民、企業、地域住民等、多様な主体が協議しながら、社会や地域の問題解決に向かって役割りを担いあうスタイルをガバナンスという事がある

3 計画づくりに活かす地域福祉計画

1 地域福祉計画の策定と住民参加の原則

(1) 地域福祉計画とは何か

- 社会福祉法の1条、基本理念で位置付けられた「地域福祉の推進」の具現化に取り組む方法として「市町村地域福祉計画」「都道府県地域福祉支援計画」が法定化された(内容はテキストP219図参照)
- 「行政計画でありながら福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据えて、自己決定、自己実現の尊重、自立支援など住民等による地域福祉推進のための参加協力を立脚して策定されるべきもの」とされている
- 地域福祉計画について、自立相談支援機関も概要等を知っておくこと、計画策定に必要な情報を提供する必要がある

(2) 計画策定等における住民参加の原則

- ・地域福祉計画は策定過程で「住民や社会福祉事業者等の意見の反映」や公表について努力義務とされている事が特徴

2 生活困窮者支援と地域福祉計画

(1) 生活困窮者支援を地域福祉計画に位置づける意義

- ・生活困窮者を地域の中で支援していくためには法制度、公的なサービスだけでは十分ではない、インフォーマルなサービスの役割と機能が必要であり、そのためには地域住民の参加が不可欠
- ・地域における社会資源の開発求められる
- ・「生活困窮者支援を通じた地域づくり」ニーズは、「生活困窮者の地域生活を支える視点」と「生活困窮者を支える地域をつくる視点」の両方の視点が求められている
- ・地域福祉計画に生活困窮者支援制度を位置づけて計画的に取り組む事が、分権的・創造的支援を推進する観点からも効果的である

(2)生活困窮者自立支援方策について地域福祉計画に盛り込むべき事項

- 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」(平成26年3月27日社援発0327台13号厚生労働省社会・援護局長通知)を発出し「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項」を通知した(テキストP222図参照)早期に対応する事が望ましい

(3)地域福祉計画への参画

- 策定体制「地域福祉計画策定委員会」等の委員会が設置された際に、自立相談支援機関が委員として参画する事は十分考えられる
- 委員以外でも実践の立場や生活困窮者を代弁する立場から、計画策定や遂行に必要な意見を示していく必要がある

3 策定プロセスへの参画における留意点

(1) 地域の福祉課題を意識化させること

- 地域福祉計画においては、地域住民に共通する、一般化できる普遍的問題だけでなくマイノリティーの問題、すなわちこれまで排除されたり抑圧されてきたニーズにも着目する事が必要
- 潜在的ニーズに着目する、それを顕在化していく多様な方法を組み合わせる、調査、住民懇談会、ワークショップ、事例検討会等、住民とともに協議を重ねる事で地域の福祉ニーズや生活課題について意識化する第一歩になる

(2) 地域福祉計画策定における住民参加の手法 五つの手法を組み合わせながら活用する

① ワークショップ

参加者と一緒になって行う共同作業、完成された成果より対話をしながら作業を進めるプロセスを大切にする

② 参加型住民懇談会

「一問一答」形式ではなく、参加者の「対話」を促進しつつ、テーマについて語り合う事を意図している

③ 住民参加型調査

調査を設計する段階から住民が主体的に参加、調査を実施、分析、考察、結果発表を行う、この過程を通して住民自ら地域福祉について学習していく事になる

④ シンポジウムなど学習プログラムの企画

関心を寄せてもらうことを目的に企画、一回だけでなく連続した学習企画を立案する事

⑤ 先進地の視察や情報交換

視察し、視察先と情報交換する事で計画の具体的なイメージをもつことができる

第3期豊中市地域福祉計画

みんなが進める地域福祉

- 特に重点的に推進すべき取組みとして「重点推進プラン」として位置づけを行いました。
- 重点推進プランは、本計画を進めるにあたって、本市の施策推進の効果などから、さまざまな施策・事業が複合的に関わってできる横断的な取組みです。

1.社会的孤立者・生活困窮者への 支援

- 生活困窮者だけでなく、社会的孤立状態にある人も含めて重層的な支援を行える体制作りを進め、地域密着型のアウトリーチ支援を行うとともに、公金の徴収部門等との連携を強化し、早期発見・早期対応の取り組みを進めます。

①重層的なネットワークの構築

★小学校区単位

地域での見守り活動や交流活動、学校などとの連携をはかり、本人、家族などの変化に気付いた人が相談できる窓口の認知度を向上します。また、CSWをはじめ、専門機関が迅速にバックアップできる総合的な相談体制の強化に取り組みます。

★福祉7圏域

保健・医療・福祉に加え雇用労働や教育などの関係機関と連携し、地域福祉ネットワーク会議での各テーマで話し合う枠組みは維持しつつ、専門機関や市の関係課が参加するようにし、実効性の高い検討・取り組みができる体制を作ります。福祉施策と就労支援事業などが連携して実施します。関係機関が相互に連携して具体的な対応をするべく、生活自立支援や社会参加自立支援などの「就労準備支援事業」の取り組みなどを進めます。

②自立をめざした支援の仕組みづくり

- 福祉施策と就労支援事業などが連携して実施します。関係機関が相互に連携して具体的な対応をするべく、生活自立支援や社会参加自立支援などの「就労準備支援事業」の取り組みなどを進めます。

第6章 重点推進プラン

計画の多岐にわたる施策・事業の中で、特に重点的に推進すべき取り組みを設定し「重点推進プラン」として位置づけを行いました。

重点推進プランは、本計画を進めるにあたって、本市の施策推進の効果などから、さまざまな施策・事業が複合的に関わってできる横断的な取り組みです。

1 社会的孤立者・生活困窮者への支援

福祉の領域と考えられた課題も、雇用、教育、住宅など、住民が抱える生活課題が複合的となっており、とりわけ、社会的孤立者や生活困窮者の問題が顕在化しています。国では、生活困窮者への支援を中心に対応を求めています。本市では、生活困窮者だけでなく、社会的孤立状態にある人も含めて重層的な支援を行える体制作りを進めます。地域密着型のアウトリーチ支援を行うとともに、公金の徴収部門等との連携を強化し、早期発見・早期対応の取り組みを進めます。また、就労意欲の醸成や生活習慣の構築を必要とする場合は、伴走的な支援を進めます。

① 重層的なネットワークの構築

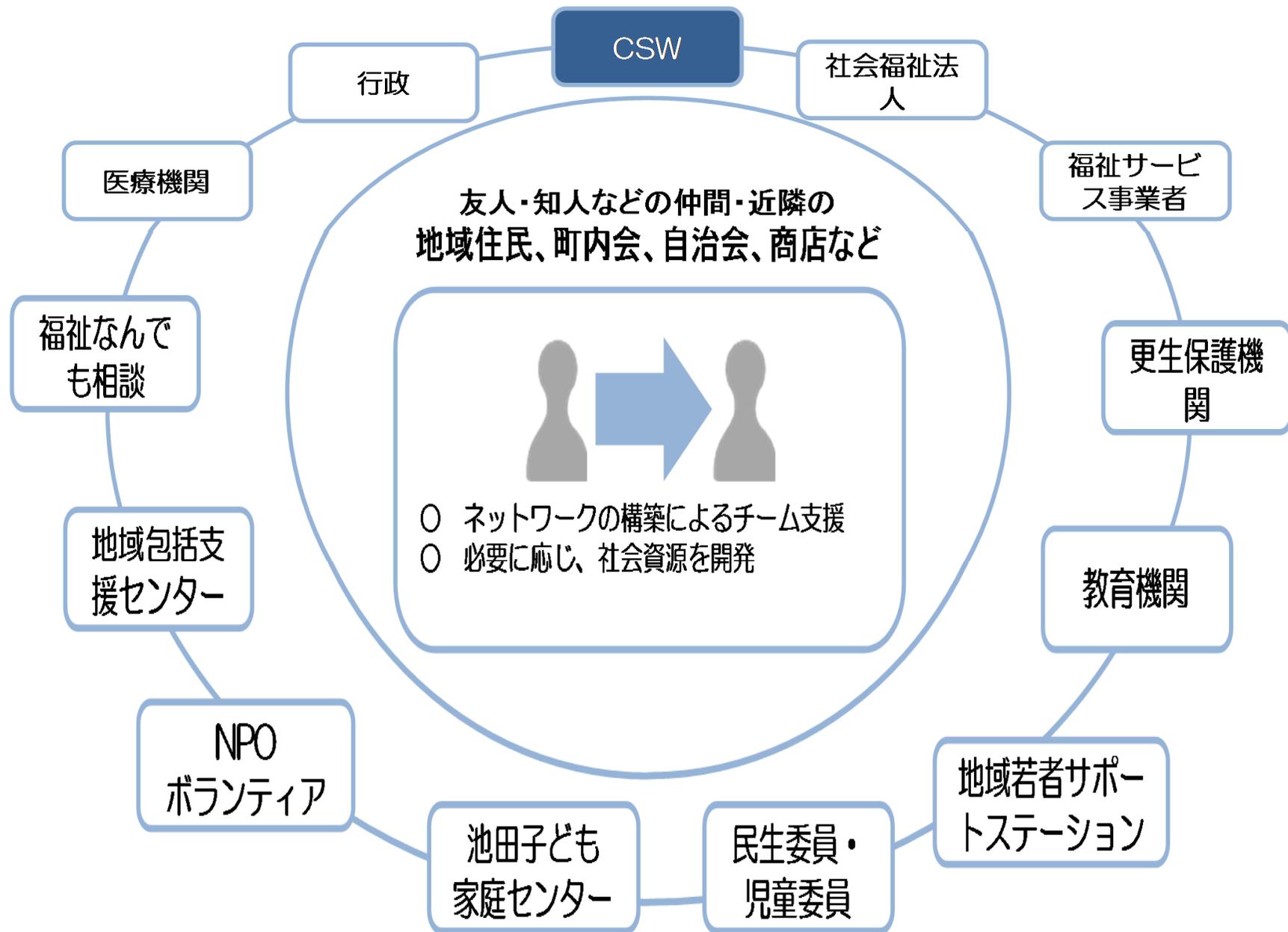
【小学校区単位】

地域での見守り活動や交流活動、また学校などとの連携をはかり、本人、家族などの変化に気づいた人が相談できる窓口（民生委員・児童委員、校区福祉委員会、福祉なんでも相談、CSW）の認知度の向上、また地域のこうした相談に対して、CSWをはじめ専門機関が迅速にバックアップできる総合的な相談体制の強化に取り組めます。

【福祉7圏域】

保健・医療・福祉に加え雇用労働や教育などの関係機関と連携し、地域福祉ネットワーク会議での各テーマで話し合う枠組みは維持しつつ、より具体的な意見交換などができるよう会議の活性化を図っていきます。またテーマに応じて専門機関や市の関係課などが参加するようにし、実効性の高い検討・取り組みができる体制を作ります。

関係機関のネットワーク構築図



新たな時代に対応した 福祉の提供ビジョン

誰もが支え合う地域の構築に向けた新しい福祉サービスの実現 —新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—

厚生労働省資料

(平成27年9月17日 厚生労働省公表)

現状と課題

- 家族・地域社会の変容等に伴い、ニーズの多様化、抱える困難の複合化、必要な支援の複雑化が進行。
また、我が国は人口減少局面に入っており、福祉サービスの持続可能性が課題。
- これまで福祉サービスは、高齢、障害、児童その他対象者ごとに充実してきたところ、複合化するニーズに単独の機関によるアプローチでは、十分対応できないケースも存在。
- 人口減少に伴い、労働力人口が減少する中で、良質なサービスを効果的・効率的に提供していくとともに、人材確保についても検討することが必要。
- 誰もが支え・支えられる社会の実現を目指しながら、地域の状況に照らして適切な福祉サービスの提供体制を構築することが必要。

検討方針

課題を解決するため、あらゆる地域で全世代・全対象型地域包括支援の実現を図るべく、以下の視点で検討していく。

- ① 対象者やその世帯への相談支援体制を分野横断的かつ包括的に確保するための方策を検討
- ② それぞれの地域がその実情に合った体制を整えることを可能とし、複数分野の支援を総合的に提供する方法等を検討
- ③ 限られた人材による良質なサービス提供が可能となるよう、将来を見据えた福祉サービスの在り方を検討
- ④ 福祉人材が多様なキャリアステップを歩める環境の整備や、全世代・全対象型地域包括支援を担う人材の在り方を検討

改革の方向性

左記を踏まえると、新たな福祉サービスを構築するため、以下のようなことが求められる。

- ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み
- 生産性の向上
- 総合的な福祉人材の育成

【改革の方向性を踏まえた当面の取組例】

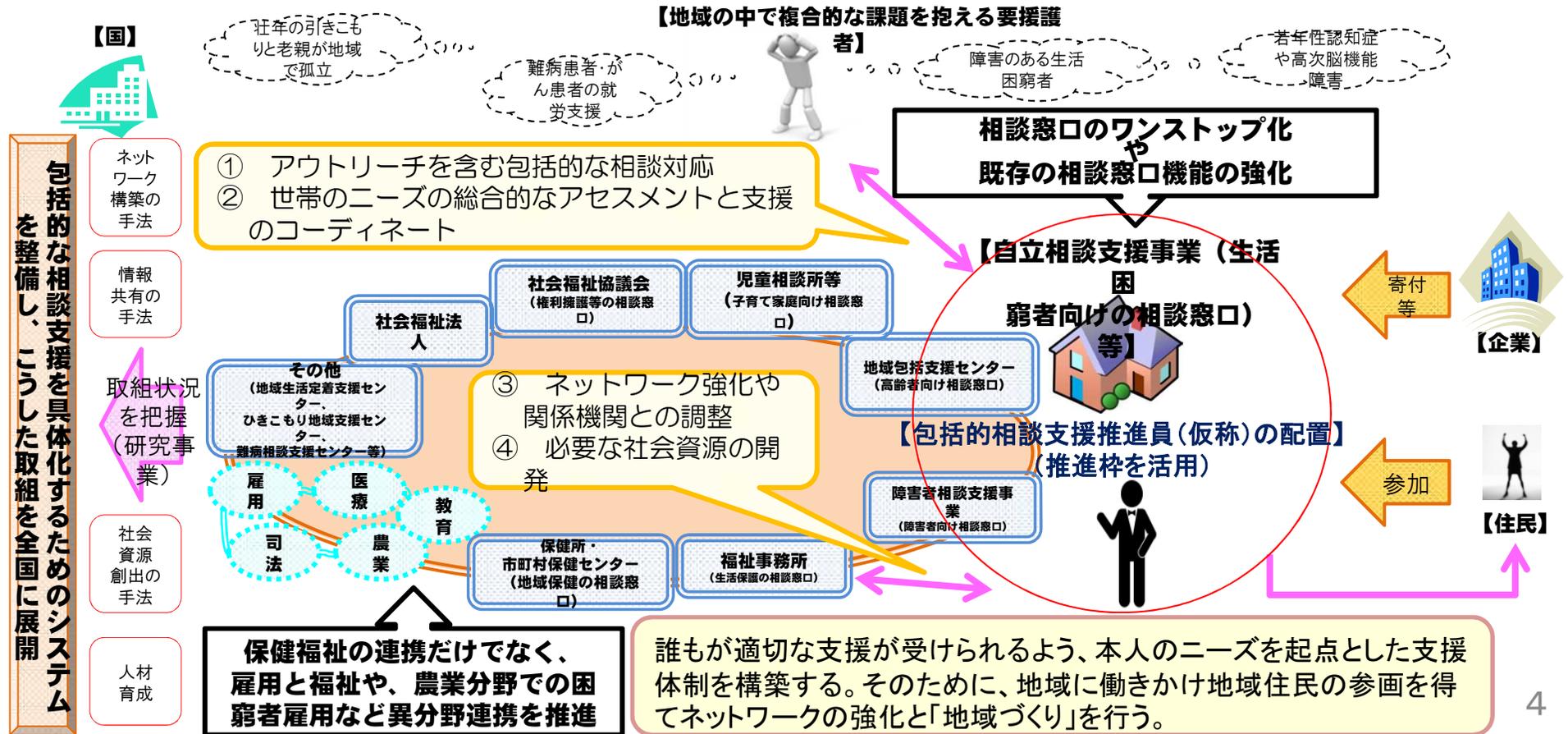
- ① 包括的な相談支援の実施
複数のサービスをコーディネートする機能を強化するとともに、既に取り組んでいる事例を分析・検証し、全国展開
 - ② 地域の実情に合ったサービス提供体制の確立
地域の実情に合わせたサービス提供を可能とするため、分野を問わず総合的にサービスを行うことも一つの在り方として提示し、これを阻害する基準緩和等
- 生産性の向上に向けた効率的・効果的なサービス提供体制を確立するため先駆的な取組を分析・検証し、全国展開
 - 試験科目免除等、複数資格取得を容易にする措置
 - 分野横断的に必要とされる基礎知識等の研修の確立

1 さまざまなニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築

① 包括的な相談支援システムの構築

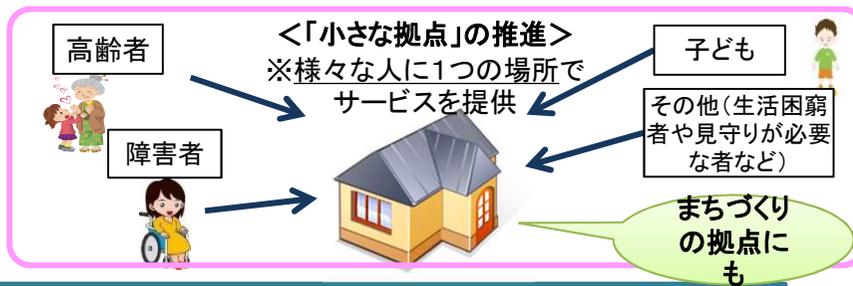
- 我が国の福祉サービスは、高齢、障害、児童その他対象者ごとに専門的サービスが充実してきたところ。他方、福祉ニーズの多様化・複雑化や人口減少など地域社会が変容する中で、単独の機関によるアプローチでは、十分対応できないケースも浮き彫りになっている。
- 既存の支援体制の存在や地域によって実情が異なることも踏まえながら、こうした新たな課題に対応するため
 - ・ 地域の中で「狭間のニーズ」を掬い取り総合的な見立てとコーディネートを行う機能を強化
 - ・ 多機関・関係者の連携を強化し社会資源の開発を図る
 - ・ 支援人材を育成しつつ、包括支援のノウハウを全国展開する
 などの取組を通じ、**多機関・多分野協働による新しい包括的な相談支援システムを構築**する。

推進枠を活用しモデル的な事業実施
調査研究事業の実施

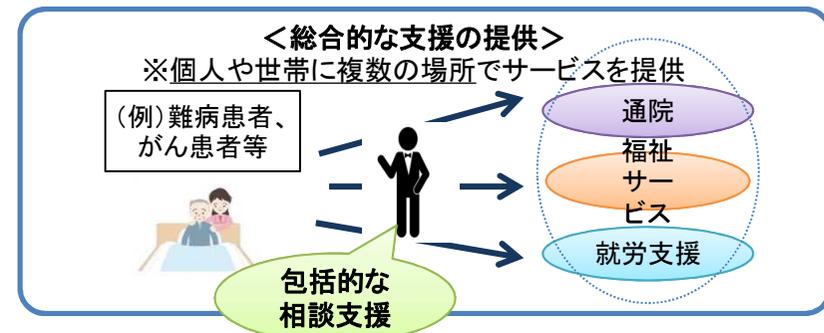


② 地域の実情を踏まえた支援の総合的な提供

- 地域において、誰もが支え合う共生型社会を実現し、人口減少下における効率的で柔軟な事業運営を確保するため、まちづくりの一つのかたちとして、**高齢、障害、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組み**を推進する。
- このため、モデル的な事業を実施する中で、そのような手法によるサービス提供のあり方やこれを阻害する規制の緩和等を検討するとともに、ノウハウの情報提供を行う。



モデル事業の実施、ノウハウの情報提供等



○福祉サービスを総合的に提供する仕組みを可能とするためのノウハウの情報提供【今年度】

今年度から、対象者を問わずに誰もが通い、福祉サービスを受けたり居場所ともなる「小さな拠点(多世代交流・多機能型福祉拠点)」など、福祉サービスを総合的に提供する拠点の整備が始まったところ。

このような中、地域の実情を踏まえながら、こうした取組が可能となるよう、モデル的な事業運営の中で、サービス提供のあり方や留意点等を検討するとともに、ノウハウの情報提供を行う。

規制の緩和

(1) 各制度の人員配置基準、施設基準に係る検討

① 現行制度の規制等について、運用上対応可能な事項に係るガイドラインの策定、周知を行う。【今年度】

② 各制度の人員配置基準・施設基準の緩和の検討を行う。

【可能なものについては来年度、報酬改定に係るものについては平成30年度まで】

(2) 福祉施設の転用に係る補助金支給方法の見直し【今年度】

補助金により整備した福祉施設を他の福祉事業に転用する場合に、補助金返還を要しないこととする要件の拡大や転用手続きの簡素化を図ることを検討する。

地域包括ケアの深化・地域共生 社会の実現

平成28年7月15日
厚生労働省

「地域共生社会」実現の 全体像イメージ

“我が事”

我が事・丸ごとの地域づくり

- ・住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり・市町村による包括的な相談支援体制の整備・地域づくりの総合化・包括化(地域支援事業の一体的実施と財源の確保)・地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化等

“丸ごと”

サービス・専門人材の丸ごと化

- ・公的福祉サービスの総合化・包括化(基準該当サービスの改善、共生型の報酬・基準の整備)・専門人材のキャリアパスの複線化(医療・福祉資格に共通の基礎課程の創設、資格所持による履修期間の短縮、複数資格間の単位認定の拡大)等

- ・地域共生社会の理念の共有化
- ・国、自治体、社会福祉法人、住民の責務と行動

地域における住民主体の課題解決・包括的な 相談支援体制のイメージ

小中学校区

地域における住民主体の課題解決

○住民に近い圏域で、

- 制度や分野にとらわれない地域課題の把握
- 住民団体等によるインフォーマル活動への支援、
- 公的な相談支援機関へのつなぎや、課題の共有を担うコーディネート機能など地域課題の解決に向けた体制 包括

- 市町村

- 包括的・総合的な相談支援体制の確立

- 相談者本人のみならず、育児、介護、障害、
貧困など相談者が属する世帯全体の複合化、
複雑化したニーズを的確に捉え、分野別の相
談支援体制と連動して対応する体制

生活困窮者自立相談支援等事業の 実施について

社援発0427第6号
平成28年4月27日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

生活困窮者自立相談支援等事業の実施について

標記については、地方自治体が地域の実情に応じ、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することにより、その自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することができるよう、別紙のとおり「生活困窮者自立相談支援等事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日社援発第0331021号本職通知)は廃止するものとし、同通知に基づき、平成26年度以前に実施された事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

生活困窮者自立相談支援等事業 実施要綱

(別紙)

1 目的

地方自治体等が地域の実情に応じて、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することによりその自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、市区町村等、各事業の実施要領による。

3 事業の種類

実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。

(3) 生活困窮者就労準備支援等事業

カ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

(オ) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図る事業。

地域における生活困窮者支援等のための共助 の基盤づくり事業実施要領

(別添11)

1. 目的

本事業は、年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。

(1)直接補助として行う場合

この場合の実施主体は、市区町村を原則とする。ただし、他の市区町村と連携して、当該市区町村における取組を総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることができるものとする。

また、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の市区町村等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2)間接補助として行う場合

この場合の実施主体は、都道府県又は市区町村が本事業の適切な運営が確保できるものとして認める社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体とする。

事業内容

事業内容

本事業は、次の(1)から(4)までに掲げる事業の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を選択して実施すること。

ただし、これらの事業の実施に当たっては、市区町村にあっては当該市区町村が策定した市町村地域福祉計画(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する「市町村地域福祉計画」をいう。)を、都道府県にあっては当該都道府県が策定した都道府県地域福祉支援計画(社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」をいう。)の内容を踏まえたものでなければならないものとする。

なお、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画(以下「地域福祉計画」という)について、未策定又は改定を検討しているなどの理由により、これにより難しい場合については、地域福祉計画の策定又は改定の見通しなどについて、厚生労働大臣に協議を行い、厚生労働大臣が認めた場合に限り、本事業を実施できるものとする。

1) 地域の福祉ニーズを把握するために必要となる事業

地域における効果的な支援体制を構築するため、本事業を通じて支援を行うべき対象者像やそのニーズ、それらに対応する社会資源の状況などについて、実態把握を行うために必要となる事業を実施する。

(事業例)

- ・ 地域住民に対する「暮らしの困りごと」等に関するアンケート調査
- ・ 各種相談窓口や支援機関に対する地域の福祉ニーズに関する調査
- ・ 地域住民との座談会の開催 等

(2)地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るために必要となる事業

(1)により把握した地域の福祉ニーズのうち、既存制度では対応が困難なものに対応するため、地域サービスを創出・推進を図るために必要となる事業を実施する。

(事業例)

- ・ 地域サービスの創出・推進を図るための総合調整
- ・ 買物弱者に対する買物支援やちょっとした困り事への対応など、地域サービスの創出に向けた検討会の開催
- ・ 地域の社会福祉法人や社会福祉協議会、NPO、電気・ガス事業者など、地域の福祉ニーズに関して、多様な関係機関との情報共有を図るとともに、これらの協働体制を構築するためのネットワーク会議の開催
- ・ 地域住民や民間事業者と連携した見守りや買い物支援等の地域サービスの実施
- ・ 見守り活動等に活用するための要援護者マップの作成
- ・ 緊急通報体制の整備
- ・ 地域サービスの担い手やこれらのコーディネート人材に対する研修(民政員・児童委員に対して、その活動に必要な知識及び技能を修得するための研修を除く。)の実施 等

(3) 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るための事業

(2)による地域サービスの担い手を確保するとともに、地域サービスを支える基盤となる組織等を育成する観点から、地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るために必要となる事業を実施する。

(事業例)

- ・ 企業等による社会貢献活動や、企業等に従事する者に対して、定年退職後にインフォーマル活動等への参加を促すための説明会の開催
- ・ インフォーマル人材の地域サービス等への参画の働きかけを行うための地域住民説明会の開催
- ・ インフォーマル活動と地域の福祉ニーズとの情報マッチングを支援
- ・ インフォーマル活動を行う活動拠点の確保、初期設備(30万円以下の備品購入費に限る。)の導入
- ・ 寄付金の確保推進等を通じた自主財源確保のための検討会の開催等

市町村による新しい地域づくりの推進(生活支援・介護予防の充実)

- 市町村が中心となってコーディネーターと連携しつつ、生活支援サービスの充実、介護予防の推進等を図ることにより、高齢者が利用可能な多様なサービスが地域で提供される。
- 高齢者の中には事業の担い手となる者も出現。これは介護予防にもつながる。
⇒ 高齢者を中心とした地域の支え合い(互助)が実現。

市町村が中心となって企画・立案

地域資源の開発

(例)

- ・ボランティアの発掘・養成・組織化

→ ボランティアは生活支援・介護予防の担い手として活動。高齢者の困り事の相談の対応等も実施。
(コーディネーターとも連携)

- ・生活支援・介護予防の立ち上げ支援

連携・協力

コーディネーター

介護予防・生活支援の充実

多様な通いの場

- (例)
- ・サロン
 - ・住民主体の交流の場
 - ・コミュニティカフェ
 - ・認知症カフェ
 - ・ミニデイサービス
 - ・体操教室
 - ・運動・栄養・口腔ケア等の教室

多様な生活支援

- (例)
- ・ゴミ出し
 - ・洗濯物の取り入れ
 - ・食器洗い
 - ・配食
 - ・見守り
 - ・安否確認

参加・活用
(担い手となる
高齢者も出)

支援を要する高齢者

研修を受けたボランティアが地区の集会所で介護予防教室を運営。

小規模多機能居宅介護に交流施設を併設。地域のサロンとして活用。子どもとの交流も実施。

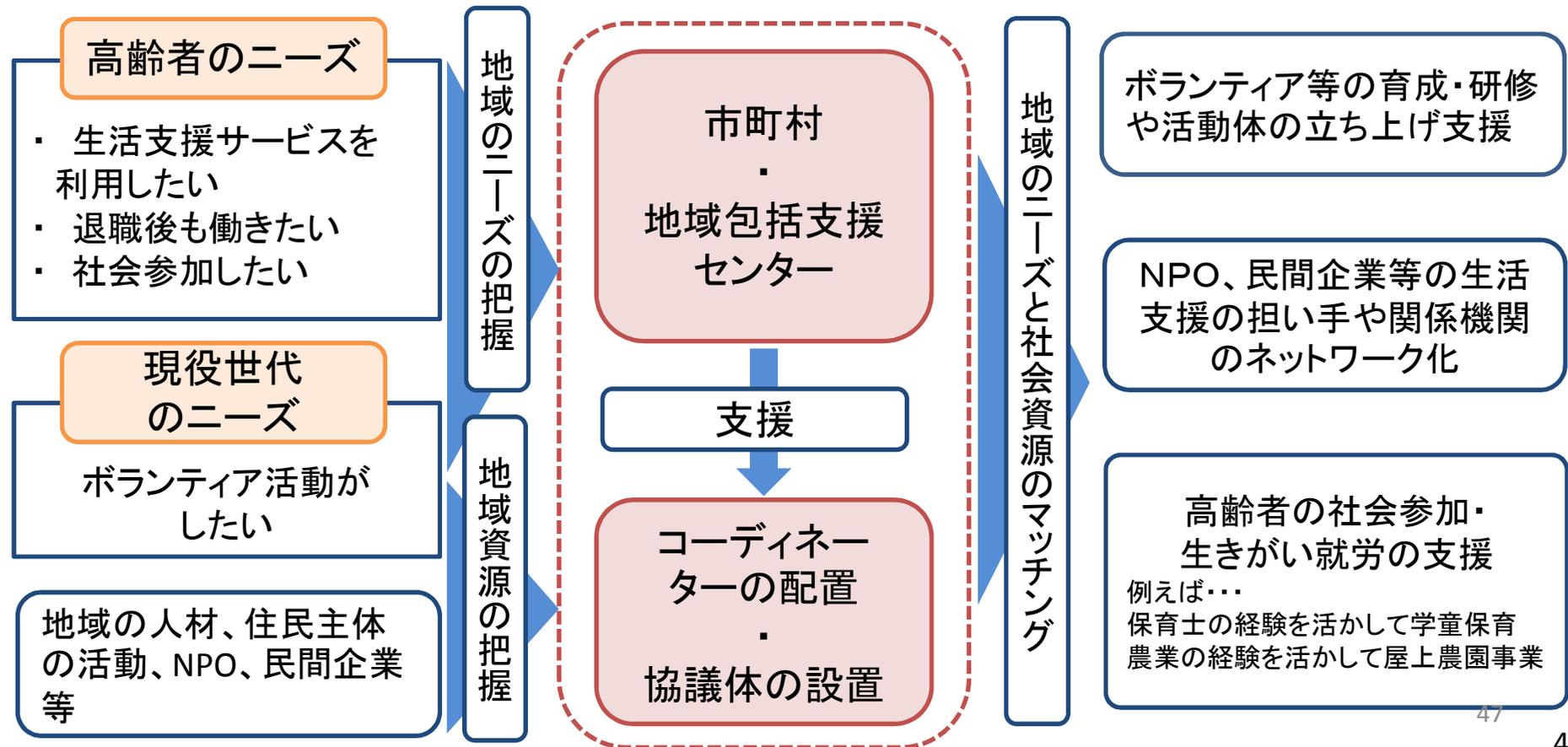
研修を受けたボランティアが高齢者と一緒に洗濯物を取り入れる等生活行為の自立を支援。

地域活性化を推進するNPOが地域に配食サービスを展開。

交番、金融機関、コンビニ等幅広い関係機関が連携し、認知症の高齢者の見守り体制を構築。

市町村を核とした生活支援サービス支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進

- 多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。
- 生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実・強化(コーディネーターの配置、協議体の設置等)については、市町村が行う地域支援事業の枠組みで行う。
- これらを通じ、高齢者が積極的に社会参加し、生活支援の担い手となって支援が必要な高齢者を支える社会を実現していく。これにより、高齢者は実際に介護サービスが必要となった場合に主体的に介護保険制度に関わることができる。(高齢者が中心となった地域の支え合い(互助)の仕組みの構築)



地域における公益的な取組を実施する責務の考え方

福祉ニーズの
多様化・複雑化

- 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度(=社会福祉事業)では十分に対応できない者(※)に対する支援の必要性が高まっている。
※生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者 など

社会福祉法人
の役割

- 多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要。
- その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

社会福祉法人
の本旨

- 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、**既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人**(社会福祉法第24条)

社会福祉法人の
本旨に基づき
無料又は低額な料
金により福祉サー
ビスを提供する
責務の新設

- 営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを提供すること、すなわち、**既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。**
※現行制度においても、社会福祉法人は、高齢者の生活支援、成年後見人受任事業など様々な事業を、無料又は低額な料金により展開している。
 - 規制改革実施計画(閣議決定)においては、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めている。
- ⇒ **日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置付け**

「地域協議会」について

「地域協議会」については、地域の実情に応じた運営を考慮しつつ、社会福祉法人が「地域公益活動」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズが適切に反映されるよう、以下のような仕組みとしてはどうか。

【目的】

- 社会福祉法人が「地域公益活動」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズを適切に把握する。
- もって、社会福祉法人等による地域福祉活動推進の基盤とする。

【開催主体】

- 所轄庁が既存の福祉に関する協議会を活用して、開催することができるものとする。
- 「地域協議会」の運営については、社会福祉協議会が中心的な役割を果たすケースが想定される。

【機能】

- 社会福祉法人が実施する「地域公益活動」に係る地域における福祉ニーズの把握
- 「地域公益活動」の実施体制の調整等（複数の法人が連携・協働した「地域公益活動」の実施などについての検討・調整）
- 「地域公益活動」の実施状況の確認